

## 滋賀県流域治水の推進に関する条例骨子案意見

野洲市

### 既存制度との整合性がとれていない

制度が網羅的過ぎ、治水の基本である河川対策や水防が不明確となっている  
河川対策等の基本対策を軽視し、土地利用規制等の個別策に特化し、住民に不安を与える

河川法、都市計画法、水防法、建築基準法、下水道法等関連法との関係が不明確  
建築規制は、過大な規制になる恐れがあるとともに、仮に行う場合は、建築基準法及び条例で対応可能であり、制度上簡明ではないか

条例案は表面上過大な規制となっているが、除外規定多く、実質的拘束力が弱い  
命を守る観点から、従来の治水政策の完璧性の限界を批判しつつ、結果的にかさ上げという完璧性・技術偏重に陥っている

現実問題として個別にかさ上げする場合、現行の開発許可制度との整合性が問題

### 個人資産への公的助成の正当性

個人資産の価値向上への助成の正当性が疑問

災害復興での助成制度はあるが、将来の危険に関し情報の提供を超えて、助成まですることは正当か

### 制度の有効性

施策を「ながす」、「ためる」、「とどめる」、「そなえる」等 4 項目に分けているが、力点に強弱があり、条例の目的とする命を的確に守ることができるか疑問である。  
建築制限が「とどめる」となって「そなえる」でないことなど不整合がある  
200 年に一度の浸水を基準とすることは河川整備の基準と乖離し根拠が弱い  
かさ上げ等の対策の技術的可能性と有効性に問題がある。特に、個別かさ上げによって、負の影響が生じる恐れがある。

具体的な事案とモデル対策の例示による可能性の確認が必要

### 市町負担の受容の妥当性

県条例で水防管理者(市町長)を拘束し、負担を求めることの妥当性

### 治水政策の総括と評価がなされていない

上下流問題（琵琶湖流域の上下流、琵琶湖淀川の上流）の検討と評価が不足  
過去において県内治水政策が下流府県の利水政策等に左右されてきた経緯が評価されていない

瀬田川洗堰の位置づけおよび操作のあり方の評価と方針が含まれていない

### その他、制度の高コスト体質等

治水データシステムとデータ整備に多大な経費と労力が費やされており、制度の持続可能性が懸念される